

## 人事考課の苦情処理等に関する要綱

平成 28 年 3 月 25 日制定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、防府市職員人事考課実施規程（平成 28 年防府市訓令第 2 号。以下「市規定」という。）第 13 条第 4 項及び防府市上下水道局人事考課実施規程（平成 28 年防府市上下水道局規程第 2 号。以下「水道局規程」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、開示した考課の結果に関する職員の苦情相談及び苦情処理について必要な事項を定めるものとする。

### (苦情相談)

第 2 条 市規定第 13 条第 1 項及び水道局規程第 13 条第 1 項に定める苦情相談担当者（以下「苦情相談担当者」という。）は、市長部局及び教育委員会の部次長（いずれも課長相当職を兼ねる者を除く。）並びに防府市上下水道局の局次長をもって充てる。

第 3 条 職員は、開示された自己の考課の結果について苦情がある場合は、当該職員が所属する部等の苦情相談担当者に対し、口頭又は文書で苦情相談を申し出ることができる。

2 前項の申出は、考課の結果が開示された日の翌日から起算して 7 日以内に行わなければならない。

第 4 条 苦情相談担当者は、前条の規定に基づく苦情相談の申出があった時は、速やかにこれに応ずるものとする。

第 5 条 苦情相談担当者は、苦情相談を受けた場合において、その結果を苦情相談結果報告書（第 1 号様式）により総務部長に報告するものとする。

### (苦情処理)

第 6 条 規程第 13 条第 1 項に定める人事考課審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、苦情相談担当者及び総務部人事課長とする。

2 委員長は総務部次長、副委員長は教育部次長とする。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は、委員長に事故があった時はその職務を代理する。

4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 委員会は、議決することが必要な場合においては、出席委員の過半数の賛同

をもって議決することができる。

- 6 委員は、委員会において、自らが苦情相談担当者として相談を受けた申出を審査する場合には、審査及び議決に加わるできない。

ただし、審査における調査のための出席を求められた場合は、委員会に出席することができる。

第7条 第3条に規定する苦情相談を申し出た職員で、相談をした事項についてなお苦情のある者は、苦情処理申出書（第2号様式）により委員会に苦情処理を申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、考課の結果が開示された日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

第8条 委員長は、苦情処理の申出があった時は、速やかに委員会を招集するものとする。

第9条 委員会は、被考課者や考課者からの聞取り等を行い、また、必要と認めるときは、被考課者や考課者以外の関係者から聞取り等による調査を行い審査するものとする。

（審査結果）

第10条 委員会は、審査を終了したときは、苦情処理結果通知書（第3号様式）により当該被考課者並びに当該被考課者に係る考課者及び調整者に審査結果を通知し、必要に応じて、関係者に対し助言、指導、指示等を行うものとする。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、総務部人事課に置く。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第1号様式

苦情相談結果報告書

年（    年）    月    日

総務部長様

相談担当者 所属

氏名

⑩

人事考課に係る苦情相談を受けたので、概要を下記のとおり報告します。

記

1 申出者                      所 属  
                                    職氏名

2 相談日                      年    月    日（    ）

3 相談内容

4 対応結果

第2号様式

苦情処理申出書

年（    年）    月    日

防府市人事考課審査委員会    様

申出者    所属

氏名

⑩

以下のとおり、人事考課の結果に対する苦情を申し出ます。

1    申出の内容

2    苦情相談の状況

相    談    日                      年        月        日

相談担当者

第3号様式

苦 情 処 理 結 果 通 知 書

年（    年）    月    日

申出者                      様  
考課者                      様  
調整者                      様

防府市人事考課審査委員会  
委員長                      ⑩

年 月 日付けで申出のあった苦情について、防府市人事考課審査会で審査した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 申出の内容

2 結果及び理由

(1) 結果

(2) 理由